

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月27日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（緊急自動車の指定） 第4条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定を受けようとする者は、別記様式第1の申請書に自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。第6条第1項及び第7条の2第3項第1号において同じ。）が記載された書面を添えて申請しなければならない。 2～6 （略） （駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両） 第7条の2 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項本文に規定する駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1)～(10) （略） (11) 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第5の2の標章を掲出しているもの イ 医師の緊急往診、<u>医師の指示を受けた保健師、看護師若しくは准看護師の緊急訪問介護又は助産師の緊急訪問助産等</u>のため使用中のもの ロ～ヲ （略） ワ <u>イからヲまでに掲げるもののほか、公益上やむを得ないと公安委員会が認める用務のために使用中のもの</u> (12) 歩行が困難であると認められる次に掲げる者が現に使用中の車両で、別記様式第5の3の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの（ホにあっては、昼間（日出から日没までの時間をいう。）に限る。） イ～ホ （略） ヘ イからホまでに掲げるもののほか、これに準ずる障害を有する者で、歩行が困難であると公安委員会が認めるもの 2 前項第11号又は第12号に掲げる車両に係る標章の交付を受けようとする者（新潟県内に住所を有する者に限る。）は、別記様式第5の4の申請書により新潟県内のいずれかの警察署長を経由して、公安委員会に申請しなければならない。 3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の書	（緊急自動車の指定） 第4条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定を受けようとする者は、別記様式第1の申請書に自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。第6条第1項において同じ。）が記載された書面を添えて申請しなければならない。 2～6 （略） （駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両） 第7条の2 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項本文に規定する駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1)～(10) （略） (11) 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第5の2の標章を掲出しているもの イ <u>急病者等に対する</u>医師の緊急往診のため使用中のもの ロ～ヲ （略） (12) 歩行が困難であると認められる次に掲げる者が現に使用中の車両で、別記様式第5の3の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの（ホにあっては、昼間（日出から日没までの時間をいう。）に限る。） イ～ホ （略） ヘ イからホに掲げるもののほか、これに準ずる障害を有する者で、歩行が困難であると公安委員会が認めるもの 2 前項第11号又は第12号に掲げる車両に係る標章の交付を受けようとする者（新潟県内に住所を有する者に限る。）は、別記様式第5の4の申請書により<u>住所地を管轄する</u>警察署長を経由して、公安委員会に申請しなければならない。 3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の書

類又はその写しを添付しなければならない。

(1) 第1項第11号に掲げる車両に係る標章

イ 当該車両に係る自動車検査証（道路運送車両法第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。）又は自動車検査証記録事項が記載された書面（以下この号及び第7条の5第3項において「自動車検査証等」という。）

ロ 当該車両に係る用務を疎明する書面（イの自動車検査証等で用務が疎明できる場合を除く。）

(2) 第1項第12号に掲げる車両に係る標章

イ （略）

ロ 標章の交付を受けようとする者の住民票。ただし、標章の交付を受けようとする者が、自身で申請書を提出する場合は、本人であることを証する書面の提示に代えることができる。

4～6 （略）

7 第1項第11号又は第12号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第5の5の申請書により第2項に基づき申請書を提出した警察署長を経由して、公安委員会に当該標章の再交付を申請することができる。

8 第1項第11号又は第12号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第5の6の申請書に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、第2項に基づき申請書を提出した警察署長を経由して、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

9 （略）

10 第1項第11号又は第12号に規定する標章の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した標章）を新潟県内のいずれかの警察署長を経由して、公安委員会に返納しなければならない。

(1)～(4) （略）

（警察署長の駐車許可）

第7条の5 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、当該車両の駐車が次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1)～(3) （略）

(4) 許可を受けようとする駐車場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認め

類又はその写しを添付しなければならない。

(1) 第1項第11号に掲げる車両に係る標章

イ 当該車両に係る自動車検査証（道路運送車両法第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。第7条の5第3項第1号及び第5号において同じ。）

ロ 当該車両が第1項第11号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

ハ 当該車両に係る用務を疎明する書面

(2) 第1項第12号に掲げる車両に係る標章

イ （略）

ロ 標章の交付を受けようとする者の住民票の写し

4～6 （略）

7 第1項第11号又は第12号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第5の4の申請書により住所を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に当該標章の再交付を申請することができる。

8 第1項第11号又は第12号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第5の4の申請書に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、住所を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

9 （略）

10 第1項第11号又は第12号に規定する標章の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した標章）を住所を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に返納しなければならない。

(1)～(4) （略）

（警察署長の駐車許可）

第7条の5 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、当該車両の駐車が次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1)～(3) （略）

(4) 許可を受けようとする駐車場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可

られること。 イ・ロ （略） ハ <u>身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近</u> ニ <u>イからハまでの車両以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内</u> 2 前項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第6の2の駐車許可申請書2通を駐車しようとする場所を管轄する警察署長（<u>複数の場所に駐車しようとする場合で、当該駐車場所を管轄する警察署長が二以上となるときは、そのいずれかの警察署長</u>）に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 3 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。 (1) 当該申請に係る車両の<u>自動車検査証等</u> (2) 当該申請に係る駐車場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）等 (3) 当該申請に係る用務を疎明する書面（<u>第1号の自動車検査証等で用務が疎明できる場合を除く。</u>） (4) 第1号の<u>自動車検査証等</u>の名義人と申請者が異なる場合は、当該申請に係る用務に当該車両を使用することを疎明する書面 4～6 （略）	能と認められること。 イ・ロ （略） ハ <u>イ及びロの車両以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内</u> 2 前項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第6の2の駐車許可申請書2通を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 3 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。 (1) 当該申請に係る車両の<u>自動車検査証</u> (2) 当該申請に係る駐車場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの） (3) 当該申請に係る用務を疎明する書面 (4) 第1号の<u>自動車検査証</u>の名義人と申請者が異なる場合は、当該申請に係る用務に当該車両を使用することを疎明する書面 4～6 （略）												
（更新申請場所等） 第24条の2 （略） 2～6 （略） 7 取消し申請を運転免許証の更新申請と同時に行う場合の申請場所は、<u>第5項</u>の規定にかかわらず、第1項に規定する場所とする。ただし、免許情報記録個人番号カードを有する者が取消し申請を運転免許証の更新申請と同時に行う場所は、第18条の2各号に掲げる場所とする。 （運転経歴情報の抹消） 第24条の8 規則第30条の16第1項の規定により<u>運転経歴情報</u>の抹消の届出をしようとする者は、第18条の2各号に掲げる場所に、運転経歴情報記録個人番号カードを提示するとともに運転経歴情報抹消届（別記様式第12の6）を提出しなければならない。	（更新申請場所等） 第24条の2 （略） 2～6 （略） 7 取消し申請を運転免許証の更新申請と同時に行う場合の申請場所は、<u>第4項</u>の規定にかかわらず、第1項に規定する場所とする。ただし、免許情報記録個人番号カードを有する者が取消し申請を運転免許証の更新申請と同時に行う場所は、第18条の2各号に掲げる場所とする。 （運転経歴情報の抹消） 第24条の8 規則第30条の16第1項の規定により<u>運転経歴証情報</u>の抹消の届出をしようとする者は、第18条の2各号に掲げる場所に、運転経歴情報記録個人番号カードを提示するとともに運転経歴情報抹消届（別記様式第12の6）を提出しなければならない。												
別表第2（第7条の3関係） <table border="1"> <tr> <td>道路名</td><td>区間</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>市道山の下</td><td>(略)</td></tr> </table>	道路名	区間	(略)		市道山の下	(略)	別表第2（第7条の3関係） <table border="1"> <tr> <td>道路名</td><td>区間</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>市道山の下</td><td>(略)</td></tr> </table>	道路名	区間	(略)		市道山の下	(略)
道路名	区間												
(略)													
市道山の下	(略)												
道路名	区間												
(略)													
市道山の下	(略)												

河渡線		河渡線	
市道東 1 ー 35号線	新潟市東区末広町180番 4 地先か ら新潟市東区末広町180番 4 地先 まで		
(略)		(略)	

第 2 条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。
別記様式第 5 の 4 及び別記様式第 6 の 2 を次のように改める。

別記様式第5の4 (第7条の2関係)

除外標章交付申請書	
年 月 日	
新潟県公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
番 号 標 に 表 示 されている番号	
除 外 を 受 け よ う と す る 期 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 区 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 理 由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する ☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6の2（第7条の5関係）

駐車許可申請書 年 月 日 警察署長 殿 住所（所在地） 申請者 氏名（名称） 電話	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
許 可 を 受 け よ う と す る 日 時 期 間	
許 可 を 受 け よ う と す る 場 所	
許 可 を 受 け よ う と す る 理 由	

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。
別記様式第5の4の次に次の2様式を加える。

別記様式第5の5（第7条の2関係）

除外標章再交付申請書 年 月 日 新潟県公安委員会 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5の6（第7条の2関係）

除外標章記載事項変更届	
新潟県公安委員会 殿	
住所（所在地）	年 月 日
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の新潟県道路交通法施行細則別記様式第 6 の 2 の駐車許可申請書（次項において「旧申請書という。」）は、この規則による改正後の新潟県道路交通法施行細則別記様式第 6 の 2 の駐車許可申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧申請書による申請により交付する改正前の新潟県道路交通法施行細則別記様式第 6 の 2 の駐車許可申請書（以下この項において「旧許可証」という。）及び現に交付されている旧許可証は、当該旧許可証の有効期間が満了するまでの間、この規則による改正後の新潟県道路交通法施行細則別記様式第 6 の 2 の駐車許可証とみなす。